

## もんじゅの安全協定に関する公開質問状

日本原子力研究開発機構 敦賀本部  
高速増殖炉研究開発センター  
副所長 飯島 隆様

2014年4月11日

今年3月13日、敦賀市・プラザ萬象で開かれた「原子力フォーラム in 敦賀」にて、意見交換の際、貴職とやり取りをしました越前市の若泉政人と申します。

福井県と敦賀市が貴機構と締結している、「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下、「安全協定」）」に関する質疑の中の、貴職の回答に疑問をめぐえず、改めて貴機構としての見解を質したく、新たにいくつかの項目を加え質問いたします（当方の不明で、公的に回答済みの内容があるかも知れませんがご了承ください）。

ご回答は2週間以内に文書にてお願いいたします。真摯な対応をお願いいたします。

1. 昨年5月29日、貴機構は、原子力規制委員会から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定に基づく保安規定の変更命令について」（平成25年5月29日原管P発第1305294号）を受け、保安規定の変更を命じられました。この命令を踏まえ、貴機構が、昨年12月26日に「高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について」をまとめました。一昨年に判明した機器の点検漏れは、まとめにもあるように「保安規定違反」だったという認識は今も変わりませんか？

2. 貴機構が、福井県と敦賀市と締結している「安全協定」に関する覚書に、（異常時における連絡）第5条6号「協定書第7条第5号の『もんじゅに故障が発生したとき』とは、次に掲げるときとする。」（略）（4）「原子力施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないとき。」とあります。保安規定変更の命令を受け、運転禁止命令が出されている現状は、「故障が発生したとき」あるいは、「異常時」ではないでしょうか？

3. 福井県と敦賀市と貴機構が締結している「安全協定」には、（関係諸法令の遵守等）第2条「乙（機構）は、もんじゅの建設および保守運営に当たっては、周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない」、同2号「乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない」とあります。貴職は、フォーラムにおいて「（協定）違反ということまでには至っていない」「点検をやっていたなかったものについても、定期的な試験を行なって健全性を確認していた」と回答

しました。

改めて尋ねますが、貴機構は、機器の点検漏れは、「安全協定に違反しない」とお考えでしょうか？そうであるなら、その理由を、協定にそってご説明ください。

また、「機器への定期的な試験」は、マニュアルなどはあるのでしょうか？それは、保安規定および点検とどのような関係にあるのか、なるべく詳しくお教えてください。

4. 本日、福井新聞及び毎日新聞一面で、「もんじゅ虚偽報疑い～新たに未点検機器」という見出しで、規制庁の保安検査で新たな未点検機器（9点）と、「内規を逸脱して点検記録を訂正した不正な処理も100ヶ所以上見つかった（福井新聞）」ことが報じられました。昨年6月19日に規制委員会により改訂された、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号）」、第92条第1項第27号は、不適合発生時の情報公開として、「発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の情報公開基準が定められていること」とあります。しかし、本日午後3時を過ぎても貴機構の敦賀本部のホームページ上では、この件に関しての情報は掲載されておりません。これは、保安規定の審査基準に反しないのでしょうか。

5. 4で紹介した福井新聞記事の中で、貴機構に出向した経験のある電力会社社員が、「お金をかけて目立つことをやって喜んでいる。プライドは高いが、実際はぬるま湯につかっているだけだ」と批判したと報じられています（5面）。本当に貴機構が改革を目指し、周辺自治体への理解を求めるのであれば、日本原子力発電が、茨城の11自治体と再稼働前に県や東海村などと結んでいた原子力安全協定を見直すことなどを取り決めた覚書を締結（本年3月5日）したように、もんじゅ周辺の滋賀県等を含む自治体とも、立地の福井県・敦賀市並の安全協定を結ぶことで、不退転の決意を表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上

反原発福井コラボレーション

若泉 政人